

枚方市条例第 31 号

枚方市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(枚方市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 枚方市水道事業給水条例（平成9年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下「指定給水装置工事事業者」という。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害等の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は法第16条の2第1項の規定により他の市町村長が指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、当該他の市町村長又は同項の規定により他の市町村長が指定をした者が施行することができる。

第6条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「法第16条の2第1項の規定により管理者又は他の市町村長が指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」に改める。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第32条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第37条第2項本文中「指定給水装置工事事業者」を「法第16条の2第1項の規定により管理者が指定をした者」に改め、同項ただし書中「であるとき」の次に「、当該給水装置が第6条第1項ただし書の規定による給水装置工事に係るものであるとき」を加える。

(枚方市下水道条例の一部改正)

第2条 枚方市下水道条例（昭和51年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の次条第2項に規定する指定に相当する指定を受けた者に工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、当該指定を受けた者が施行することができる。

第40条第2号中「者」の次に「（第10条ただし書の規定を適用した場合における当該指定を受けた者を除く。）」を加える。

(枚方市公設浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市公設浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成18年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第10条」を「第10条本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の同条例第11条第2項に規定する指定に相当する指定を受けた者に工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、

当該指定を受けた者が施行することができる。

第27条第2号中「者」の次に「（第11条ただし書の規定を適用した場合における当該指定を受けた者を除く。）」を加える。

附 則 [令和7年9月10日公布]

この条例は、公布の日から施行する。